

議第140号

呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例

呉市営土地改良事業賦課金徴収条例（昭和55年呉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第113条の2第2項」を「第113条の3第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

土地改良法の一部改正に伴い、関係規定の整理をするため、この条例案を提出する。